

オスマン帝国の対ポーランド盟約書（アフドナーメ） にみる通商規定

松 井 真 子

はじめに

オスマン帝国の盟約書（アフドナーメ *'ahdnāme*）は、帝国の対外関係を律した基本文書の一つである。西ヨーロッパ諸国との関係では、カピチュレーション（カピチュラシオン *capitulations*）の呼称で知られるが、これらは帝国の盟約書の一部である。

大部なオスマン古文書学を著した M・キュテュクオールは、盟約書を、勅令（フェルマーン *fermān*）や勅許状（ベラート *berāt*）などとともて大王（パーディシャー *pādīshāh*）に属する文書として分類している。盟約書はオスマン帝国の君主が相手国の君主にあてた文書が大半を占めるが、属国の領主にあてられた文書も含まれる¹⁾。オスマン帝国とポーランドとの関係に焦点を当てて研究を進めてきた D・コヴォジェイジクは、盟約書を講和条約型とカピチュレーション型（通商居留勅許恵与型）の二つに分類している²⁾。オスマン帝国の対外通商関係は、もっぱら友好国に対するカピチュレーション型盟約書を対象として研究が進められてきた。本稿では講和条約型盟約書に含まれる通商規定を、ポーランドを事例としてその変遷を辿ることで、前近代のオスマン帝国をめぐる通商秩序の変遷のもう一つの側面を明らかにすることを目的としている。

1 講和条約型盟約書と通商規定（条項）

オスマン帝国の二種類の盟約書について、筆者は専ら D・コヴォジェイジクや H・テウニセンの研究に依拠しつつすでに何度か紹介してきた³⁾が、ここでも簡単に両者の違いについてまとめておく。前述のとおり、オスマン帝国をめぐる通商

関係は、イタリア商業諸都市や、フランス、イギリス、オランダといった友好国に対して、その友好を土台として恵与された勅許型の文書カピチュレーションを軸に研究されてきた。通商居留勅許型の特徴は、オスマン帝国君主を上位とし相手国君主を下位とする非対照性にある。オスマン帝国の歴代君主は驚くほど気前のよい通商居留条件を、イスラームの世界秩序観⁴⁾と帝国の威信を背景として特に友好国にたいして恵与した。これは19世紀に西欧勢力の軍事的優位が明らかになるとオスマン側を劣位とする「不平等性」として解釈されることになり、それが16世紀にも適用される傾向があるが、当初はその勢力関係が逆であったことは改めてよく理解しておく必要がある。偉大な君主の恩寵として恵与される通商居留諸特権は、帝都イスタンブルに西欧使節が派遣され、その恵与を求める請願が認められる形で発布される。それは相手国の臣民の帝国内における生命・財産の保障にはじまり、領事裁判圏や海上の安全や後代には関税規定などの条件まで規定されるものとなる。しかし相手国におけるオスマン帝国臣民の扱いについては触れず（暗黙には相互性が求められていたともされる）、一方的なもので、相手国君主の返書も必要とされていない。

他方講和条約型は、そもそも停戦合意であることから、相互的であり、停戦期間や国境画定などが主たる内容であり、一般的には前線で両当事国の代表が草案 *テメスク temesük* を作成する。君主が帝都にいる場合はそれはあくまで草案であり、少なくともオスマン側にとっては最終の公式文書たる盟約書（アフドナーメ）は、その後君主のいる帝都（君主がイスタンブルにいない場合、

例えばエディルネ（アドリアノーブル）にいる場合はその場で草案を基に発布され、相手国使節に与えられる。使節はオスマン朝の伝令（チャヴシュçavuş）に伴われて帰国し、盟約書が伝令から相手国君主に渡される⁵⁾。返書すなわち相手国君主の受諾書 royal confirmation が発布され、今度は伝令がそれをイスタンブルに持ち帰り、一連の交渉プロセスが終了した。

戦争相手国は敵国であるが、それは隣国すなわち国境が係争地となっている事例がほとんどである。国境を接していなかったフランスやイギリス、オランダは友好国として通商居留勅許を付与されたが、これらの諸国へのオスマン臣民の渡航は限定されており、彼らの相手国における保障は少なくとも初期にはオスマン政府の関心事とはならなかった。一方、ポーランドの事例ではオスマン臣民が通商活動を行う場合も多く、盟約書にはポーランドにおけるオスマン臣民の保護についても相互的に要求された。すなわち交渉のプロセスも実際の通商規定も、カピチュレーション型盟約書とは異なっている。このため、講和型盟約書は、通商居留勅許型盟約書とは分けて研究されるべきであるという意見もあるが、これらの多くが通商規定を含む。オスマン帝国をめぐる対外通商秩序の歴史の変遷を考える際には、これら講和型盟約書も合わせて考える必要があるというコヴォジェイジクやV・パナイテの見解に筆者も同意する。ここでは両者の研究に主に依拠しながら、対ポーランド文書を事例に講和型盟約書にみられる通商規定の変化を辿る。時代をつうじてほぼ一貫してオスマンの敵対国として扱われたハプスブルク君主国や18世紀以降のオスマン最大の敵対国ロシアと異なり、ポーランドはヴェネツィアと同様、敵対と講和を繰り返し、オスマン帝国から友好国とみなされる時期もあった⁶⁾。

2 オスマン帝国とポーランド

13世紀から14世紀への転換期に、アナトリアの西北端で頭角を現しはじめたトルコ系遊牧民の戦士集団が、バルカン半島で破竹の進撃を続け、ハンガリーに大勝したのは1396年ニコポリスの

戦いにおいてであった。その約10年前の1386年、ポーランドとリトアニアを一人の王が治めることで、中央ヨーロッパに広大なヤゲヴォ朝国家が成立した。

1402年のアンカラの戦いで、ティムール軍に敗れたオスマン帝国は、君主が囚われ国家が四分五裂するという壊滅的危機に陥った。しかし約10年で体制を建てなおし、その後さらなる領土拡大に乗り出した。オスマン帝国とポーランド＝リトアニア公国の関係はこの頃からはじまり、1444年正式な外交関係が結ばれた。とはいえ1444年の盟約書は、ハンガリー君主にあてたものであり、その時ポーランド王がハンガリー王を兼任していたという事情によるものである。

1453年メフメト2世の下でコンスタンティノーブルを征服しビザンツ帝国を滅ぼしたオスマン朝は、本格的に帝国の体裁を整えていく。ポーランドに対し最初の盟約書が送られたのは1489年であった。オスマン帝国とポーランドとの関係は、その間のハンガリー、モルドヴァ（モルダヴィア）、ウクライナ、そして黒海へのアクセスをめぐる展開する。その関係は、状況によっては共通の敵となるハプスブルク君主国やモスクワ公国／ロシア帝国との合従連衡の歴史であり、四者は時にイングランドやスウェーデン、フランスの影響も受けながら複雑な同盟と緊張関係を繰り広げた。また黒海周辺的情勢は、特に17世紀以降タタールやコサック集団との関係によっても左右された⁷⁾。

1494年に与えられたオスマン帝国からの盟約書では、ポーランドに対する初めての通商規定が盛り込まれた。16世紀両国の関係は、緊張関係をはらみながらも、ハプスブルク君主国やモスクワ公国との対抗関係から、友好関係を基軸として進展した。

1517年マムルーク朝を滅ぼしたオスマン帝国は、その過程で領土にイスラムの三大聖地メッカ、メディナ、イェルサレムを加え、名実ともにイスラム圏の盟主としての地位を確立した。コンスタンティノーブルを征服したメフメト2世がローマ帝国の後継を自認していたとすれば、16世

紀前半にオスマン朝はよりイスラム化していくことになる。それまでヴェネツィアやポーランドへの盟約書はラテン語やギリシア語、イタリア語で作成された。しかし16世紀前半にオスマン文書行政が次第に整備され、例えば対ポーランドの場合は、1525年以降の盟約書は全てオスマン語で発布された。

オスマン帝国の最盛期を象徴するスレイマン1世が1520年に即位し、1521年ベオグラードが攻略された。ハンガリーがオスマン支配下に入ったのは1526年モハーチの戦いにおいてであった。スレイマン1世のバルカンへの進撃は、1529年の冬將軍の到来で征服にいたらなかった第一次ウィーン遠征でいったん休止し、ヨーロッパ勢力との戦線の舞台は地中海に移った。1506年に即位したポーランド国王ズィグムントはすでに40歳であったが、1548年に死亡するまでの長きにわたり王位にあり、老ジギスムント Zygmunt Stary（ズィグムント1世老公）と呼ばれた⁸⁾。彼は概ね親オスマンの立場をとったため、スレイマン時代にオスマン＝ポーランドの友好関係の基礎が築かれた。

1533年ポーランドに対して最初の「恒久」の盟約書が与えられた。「恒久」とは有効期間が定められていないという意味であり、すなわち両国のどちらかの君主の在位期間は有効であることを示していた。イスラム法においては、預言者ムハンマドがメッカと結んだ628年フダイビーヤの和議の期間が10年だったことから、非ムスリム国家「戦争の家」との停戦期間の上限を10年としている。表1に示したように、ポーランドとの関係では2年や3年などの期限が定められていた。因みに友好国たるフランスやイングランド、オランダは最初から期限が設けられず、君主の在位期間中有効であり、オスマン君主の代替わりごとに更新が必要とされていた。18世紀にこれらは後代のオスマン君主にかわって恵与され文字通り永続扱いとなった。この期限の設定はハプスブルクやロシアとの盟約書においては重視されており、10年を超えて25年、30年、40年などと延長したのち、オスマン側の勢力の低下にともない、18

世紀に期限が明記されなくなった⁹⁾。ヴェネツィアなどのイタリア商業都市国家との関係では、イタリア＝ビザンツ関係で慣行であった期限なしの有効期間（＝君主の在位期間）が認められ、それが続く友好国たるフランス、イングランド、ネーデルラントに対するカピチュレーション型盟約書にも適用されたのであった。

16世紀にオスマン勢力が頂点に達すると、その威信は対外文書にも顕著に示されるようになっていった。初期には相互的な内容を持ち、かつラテン語やギリシア語、イタリア語などで発布されていた盟約書は、オスマン君主の優越性を誇示し一方的な特権恵与となり、言語もオスマン語のみが使用されるようになった。テウニセンによれば、象徴的な変化が盟約書の形式にもあらわれ、臣下に対する勅許状（ベラート *berāt* ないしニシャー *niṣān*）の形式（ニシャー形式）が導入されていたという。これはテウニセンが、対ヴェネツィアの盟約書を通時的かつ古文書学的に研究した成果として提示したものであるが、それ以後に恵与されたフランスやイングランド、ネーデルラントあてのものにはニシャー形式でないものもあり、必ずしも一般的傾向とは言えない可能性がある。ポーランドに対してニシャー形式の盟約書が発布されたのは17世紀後半においてのみであった¹⁰⁾。

16世紀におけるポーランドとオスマン関係は、イングランドに対する最初のカピチュレーション付与の際に典型的に示された。ポーランドは友好国として、このイングランドのカピチュレーション請願を仲介した。結果恵与された1580年の対英盟約書には、「ヴェネツィアやポーランド、フランスなどの〔旧くからの友好国〕の被安全保障者ムスタミン *müstemin*¹¹⁾と同様の諸条件を」イングランドにも認めるという、最恵国の雛形規定¹²⁾が挿入された¹³⁾。パナイテによれば、この友好関係を背景にポーランドに対する通商居留勅許規定は、16世紀の間に2項目から22項目に増加した¹⁴⁾。

16世紀末にポーランドは、国王の称号としてオスマン君主と対等の大王 *pādiṣāh* の適用を求め

表1 ポーランドに与えられた盟約書アフドナーメ (1444年～1699年)

	年号	発布地	言語	大きさ	ニシャー ン形式	期間
1	1444 ^(a)	エディルネ				10年
2	1489	イスタンブル	ラテン語	26.5×70.5		2年
3	1494	イスタンブル	ラテン語	28×69.5		3年
4	1500-01	イスタンブル				規定なし
5	1502	イスタンブル	ラテン語	30.5×87.5		5年
6	1509	lost				1年
7	1510	lost				1年
8	1511	lost				5年
9	1514	アクシェヒル				3年
10	1519	イスタンブル	ラテン語	26.5×115.5		3年
11	1525	イスタンブル	オスマン語	39×272.5		3年
12	1528	イスタンブル	オスマン語			永続的 ^(b)
13	1533	イスタンブル	オスマン語			永続的
14	1553-54	イスタンブル	オスマン語	33×111.5		永続的
15	1564-65	キュタヒヤ (Prince Selim) ^(c)	オスマン語			永続的
16	1568	イスタンブル	オスマン語			永続的
17	1577	イスタンブル	オスマン語	57.5×263		永続的
18	1591	イスタンブル	オスマン語	46×188.5		永続的
19	1597	イスタンブル	オスマン語	43×244		永続的
20	1598	イスタンブル	オスマン語	56×318		永続的
21	1607	イスタンブル	オスマン語			永続的
22	1617 (1619 ^(d))	イスタンブル	オスマン語			永続的
23	1623	イスタンブル	オスマン語	59.5×371		永続的
24	1623	イスタンブル	オスマン語	65×491.5		永続的
25	1634	イスタンブル	オスマン語	64.5×204.5		永続的
26	1640	イスタンブル	オスマン語	60.5×305.5		永続的
27	1667	エディルネ	オスマン語	63×336.5	*	永続的
28	1672	Žvanec ⁷	オスマン語	60.5×263.5	*	永続的
29	1678	ダウト・パシヤ	オスマン語	63×229	*	永続的
30	1699	イスタンブル	オスマン語	76.5×292		永続的

(a) ハンガリー対象であるが、ラディスラフはポーランド王でもあった。

(b) この「永続的」とは恵与したスルタンの在位期間をさす。以下同。

(c) スレイマンの死去に先立って、セリム皇太子の名で発布。

(d) Kołodziejczyk は1619年としている。

出典：Kołodziejczyk, Dariusz, *Ottoman-Polish Diplomatic Relations (15th–18th Century): An Annotated Edition of 'Ahdnames and Other Documents*, Leiden: Brill, 2000. 70ページの表を基に作成。

たがこれは認められず、地方の王 *kiral* が用いられ続けた¹⁵⁾。17世紀の初頭のオスマン＝ポーランド関係は、オスマン側がハプスブルクと戦争し、ポーランドがスウェーデンやモスクワ公国と対抗関係にあったため、モルドヴァ領有をめぐる緊張はあったものの、なお良好であった¹⁶⁾。1606年オスマン朝はハプスブルクとジトヴァトロク条約を締結し¹⁷⁾、その一年後にポーランドに新たな盟約書を付与した。

しかし17世紀にオスマン＝ポーランド関係は緊張を急激に高めていった。ポーランド支配層に反オスマン的な人物が続き、またタタールやコサックの黒海沿岸部における活動の激化が、両国関係を険悪なものとしていった。神聖ローマ同盟に参加したポーランドは、1683年のオスマン帝国による第二次ウィーン包囲を退けた立役者となった。17世紀のポーランドはポーランド＝リトアニア共和国となり、その政治機構の複雑さは、オスマン政府の困惑を招いた。オスマン側は、権力が国王に一極集中していないことは把握しており、そのため、どの代表と交渉するかがしばしば問題となった。

オスマン帝国の第二次ウィーン包囲を阻止した英雄ソビエスキの輝かしい事績にもかかわらず、18世紀のポーランドは急速に中東欧での勢力を失っていき18世紀末にポーランドはハプスブルク、ロシア、新興のプロイセンの間で三分割されていく。

オスマン側からの対ポーランド盟約書の最後のものは1699年のカルロヴィッツ条約であり、外交関係はポーランド第三次分割の1795年まで続いたが、18世紀には盟約書の発布はなかった。1699年の盟約書はムスタファ2世の名のもとに発布されたが、1795年まで効力をもった。18世紀には盟約書の形ではなく、いくつかの通商規定が外交プロトコルの形で出された。

分割の危機にさらされたポーランドと、同じくハプスブルク、ロシアの圧力を受けていたオスマンとの間で、18世紀末には同盟関係を結ぶ試みもあった。ポーランドから派遣された最後の大使ピョートル・ポトスキは、1790年にオスマンと対

ハプスブルク・ロシア同盟をオスマン側の書記官長 (*reii'l-küttâb* この時代、外務大臣の役割を担った) メフメト・ラシトと交渉したものの実現しなかった。オスマン側も1768年からの露土戦争にやぶれ屈辱的なキュチュク・カイナルジャ条約を1774年に締結している。しかし、ともにロシアの脅威にさらされつつも両者の共闘はならなかった。1795年ポーランドの第三次分割がなされ、両国の外交関係は終了した。18世紀中葉は、オスマン帝国はサファヴィー朝ペルシアとの東方戦線で忙しく、西方のヨーロッパ戦線は珍しく長く戦争のない状態が続いていた。しかし急速に勢力を伸張させたロシアとの1768年からの露土戦争が、18世紀後半以降オスマンの相対的な国力低下を白日のもとにさらし、以後オスマン帝国は長い1世紀をかけ第一次世界大戦後の解体に徐々にむかった。

3 対ポーランド盟約書にみる通商規定

オスマン帝国の対ポーランド盟約書は、テキストは現存しないが他の歴史資料からその存在が言及されているものも含めると30を数える（表1参照）。盟約書のオリジナルは、相手国君主に送られるため、原則オスマン側には遺らず、その写しが台帳に記録される。盟約書は相手国君主あての他に、実際に利用されるため、例えば常駐使節のいたフランスやイングランドに対しては大使や領事用にオリジナルの写しが作成され、与えられた場合もある。いずれにせよ、基本的にオリジナル文書は現存するとすれば、相手国の文書館ないし図書館である。通時的、系統だってオスマン盟約書が整理保存されているのは、ヴェネツィアとポーランドであり、それらを利用してテウニセンとそれに触発されたコヴォジェイジクが古文書学的研究を相次いで発表した。カピチュレーション型盟約書の恵与相手国の代表であるフランスやイギリスでは、オスマンの盟約書は散逸しており、オランダの場合はそもそも恵与された盟約書は3点で内容も経年変化がほとんどない。

オスマン帝国の公文書は紙葉類 *evrak* と台帳類 *defter* に二分される。台帳類のなかに対外関係の

基本台帳として「諸外国台帳 *Düvel-i Ecnebi Defterleri*」がある。国別に編まれた全111冊からなるこの台帳があつかう対象国は、分類番号順（相手国のトルコ語名アルファベット順、例外を含む）に列挙すると次の通りである。アメリカ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、自由都市ハンザ同盟、デンマーク、ドゥブロヴニク、ヴェネツィア、ネーデルラント／オランダ、フランス、イングランド／イギリス、イラン、スペイン、スウェーデン、イタリア、モンテネグロ、ポーランド、メキシコ、ハプスブルク／オーストリア、ノルウェー、プロイセン、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サルディニア、セルビア、シチリア、トスカナ、ギリシア、[イオニア] 七島、ジェノヴァ。文書整理術が未熟なまま分類されたため、この諸外国台帳には、船舶〔航行〕認可台帳など本来この台帳群には含まれないはずのものも含まれている。他方、本来この台帳群に含まれるべきであるにもかかわらず、他の台帳群に紛れてしまっている台帳もあり、今後オスマン文書館の所蔵資料の整理が進むにつれ外国台帳が見つかる可能性はまだある。

外国台帳は主に、諸外国の大使や領事からの請願 *‘arzhāl* にたいし発布された勅令の写しからなる。他の勅令集との違い、すなわちこの台帳群の特徴としては、台帳冒頭部に盟約書の写しが、末尾に関税表の写しが記載、ないし綴じられている場合が多い点である。この台帳群について解説したテウニセンによれば、17世紀後半（おそらく1680年代）にオスマン文書行政の刷新があり、対外関係においては、現存する諸外国台帳群が形成された¹⁸⁾。史料の残存状況から、その整理の際に、おそらくそれまでの史料は廃棄されたと考えられるという。ポーランドの場合、その長い歴史的關係にもかかわらず、これらの台帳群には1冊しかない（分類番号55/1、以下ポーランド台帳¹⁹⁾）。この台帳の冒頭には以下の盟約書の写しが記載されている。日付は1607年の文書から記載されているが、この台帳自体はその後に書かれている勅令の写しの日付から1699年頃に編纂されたと考えられる。（以下日付はイスラム暦（ヒ

ジュラ歴）、西暦の順。）

- ① 1016 *Rebü’l-evvel* 20 1607 July 5 4-7頁
- ② 1026 *Ramazan evâhir*
1617 Sep. 2–Oct. 1 İskender Paşa 7-8頁
- ③ 1060 *Muharrem evâhir*
1650 Jan. 24–Feb. 2 8-12頁
- ④ 1078 [*sefer evâsit*²⁰⁾]
1667 [Aug. 2–11] 12-15頁
- ⑤ 1089 *evâsit Safer* 1678 Apr. 4-13 16-20頁
- ⑥ 1111 *evâsit Rebü’l-ahar*
1699 Sep. 22-26頁 [カルロヴィッツ条約]

ここから容易にわかるように、オスマン文書館には16世紀までの盟約書の台帳記録は、今後資料整理が進むにつれ新たに発見されない限りおそらくない。従って16世紀までについてはポーランドに残存する資料が一義的に重要である。筆者はポーランドのワルシャワやクラクフの公文書館、図書館資料は未見である。しかしコヴォジェイジクが、盟約書に関してポーランドに残存する全てのオリジナルについて転写と英訳（原文がラテン語などオスマン語以外の場合、英訳はついていない）を掲載し、巻末には多くの盟約書のファクシミリも含まれているため、16世紀までの盟約書規定についての以下の記述はこれらやパナイテの研究に依拠している²¹⁾。

ハンガリー、モルドヴァやウクライナをはさんで近接することになったポーランド＝リトアニアとオスマンの関係は、上述のとおり戦争と講和を繰り返し進展した。肝要な講和を主たる要件としながらも、オスマンからの盟約書に通商居留規定が挿入されるようになったのは1494年という早い段階からである。ただしオスマンが通商居留条件を規定した盟約書は、イスラム法の観点からいえば元来通商要件を定めるためのものではなかった。それは一義的には、外来の異教徒（厳密には一神教徒）のイスラム版図内における地位を規定するものであった。

オスマン盟約書は少なくとも17世紀後半まで、一連の諸規定を長い一文で示したものであって、

表2 対ポーランド盟約書にみる通商規定の変化

	内容	恵与された年
I	海上・陸上の自由な交易，生命と財産の保護	1494
II	死亡した商人の財産の不可侵	1494
III	債権者保護と相互負債の弁済	1502
IV	第三者の債務の免責	1525
V	関税支払い後の交易の自由	1553
VI	イスラム司法官（カーディー）による取引の登録と監督	1553
VII	ドニエストル川の渡河の許可	1553
VIII	商人の所有する馬の軍役のための徴用免除	1553
IX	モルドヴァにおける過税徴収の禁止	1577
X	商人が規定の公道を使用する前提での，モルドヴァにおける通商と通行の自由と安全	1577
XI	債務の個人責任の再確認	1577
XII	王国の商人によるポーランド人捕虜の身請けの権利	1577
XIII	ブルサにおける過剰な税の徴収免除	1577
XIV	出市税（reft akçesi）や屠殺税（kassabiye）の免除	1598
XV	銀貨の免税	1598
XVI	国王の商人の，悪鑄されたライオン・タレール銀貨以外の銀貨への免税	1607
XVII	ブルサとエディルネにおける交易の自由の確認	1607
XVIII	王国の商人〔ポーランド商人〕の治外法権？ キャラバン隊長による係争の解決	1607
XIX	不確実な要求における不正な証言の禁止	1607
XX	イスタンブールないしエディルネで納税済の関税の重複課税の禁止	1607
XXI	出市税（reft akçesi）や屠殺税（kassabiye），および盟約書に既定のない税の免除	1607
XXII	王の商人〔ポーランド商人〕のタタールからの保護。被害があった場合の補償を含む。	1607

出典：Kołodziejczyk, Dariuz, *Ottoman-Polish Diplomatic Relations (15th–18th Century): An Annotated Edition of 'Ahdnames and Other Documents*, Leiden: Brill, 2000, pp. 185f より訳出。

条項別に分類されてもおらず，また規定の並び方にも合理的な順番はみとめられない。西欧に対する通商居留勅許は西欧諸語でカピチュレーション／カピチュラシオンなどと呼ばれてきたが，これはイタリア語の諸章を元義とする。受容した西欧諸国はオスマン文書を項目毎に整理して条項番号を振りつけたが，これはオリジナル文書にはないものである。対ポーランド盟約書の原文にも条項番号はなく，以下の内容の分類はパナイテによる。対ポーランド盟約書でオスマン語の条項（madde）が明記されて分類された事例は1699年のカルロヴィッツ条約のみである。

パナイテによれば，1494年には通商に関しては二つの規定のみが挿入されていたが，通商に関する規定は，ポーランドが基本的にオスマンの友好国とみなされていた16世紀のあいだに増加し，1607年までのあいだに22規定となった（表2参照²²）。17世紀においては通商居留に関する大きな変化はなく，概ね1607年の規定が踏襲されていたと考えられる。17世紀における追加条項のほとんどは，当時勢力をましたタタールやコサックからの保護に関するものであり，あるいはポーランド商人に関しては，彼らどうしの係争は隊商の長に委ねられるとした項目が挙げられる。

オスマン帝国で記録されていたポーランド台帳 55/1に、16世紀までの盟約書が記載されず1607年以降の盟約書の一部のみが登録されているのは、17世紀後半においてオスマン政府が、1607年以降のものが重要であると考えていた証左となる。基本的にオスマン政府は前例を重視したため、盟約書の改定では以前の項目が再度列挙され、それに新たな条件が加えられた。したがって1607年盟約書にそれ以前の規定は全て反映されていると考えられていたのであろう。基本的に有効期間が定められなかった盟約書の有効期間は、君主の在位期間であり、オスマン君主の代が変わる毎に基本的には規定の変化がない場合でも更新が求められた。規定更改のない盟約書はポーランド台帳では登録が省略されたと考えられる。

ではオスマン、ポーランド＝リトアニア間の通商規定はどのようなものであったのか。まず1494年盟約書から踏襲されている、通商居留勅許の基本規定は、ポーランド臣民のオスマン領における生命・財産の保障、それにとまう海上・陸上の通行・交易の自由である。こうした通商居留勅許の前提条件は「友好」であった。友好を前提とする安全保障と通行の自由はオスマンの通商居留勅許の土台をなすセットであり、ヴェネツィアなどのイタリア商業都市に認められており、また16世紀後半からカピチュレーションを恵与されたフランス(1569年)、イングランド(1580年)、ネーデルラント(1612年)(()内は最初に恵与された年)にも通底する。16世紀の「最恵友好国」たるポーランド＝リトアニアは、上述のとおり、1580年のイングランド盟約書恵与を仲介し、1580年の対英カピチュレーションには最恵条項の雛形として「ヴェネツィアやフランスやポーランドに与えたと同様の」処遇をイングランド商人にも認める旨記されている。

なおヴェネツィアなどのイタリア商業都市や、仏英蘭各国にはイスタンブルに常駐大使を置くことが認められていた。しかしポーランドは当初オスマン側がそれを認めたにもかかわらず、経費節約の観点から常駐使節の設置を辞退した。しかし後にポーランドが常駐使節の設置を求めた際には

今度はオスマン側が認めず、結局ポーランドは常駐使節を置くことはなく、盟約書の更新にはその度毎に大使が派遣されることになった。他方オスマン側は相手国に常駐使節を派遣する必要をみとめず、18世紀末になるまで必要におうじてアドホックに使節を派遣する形をとった。ポーランド大使(ラテン語で *nuncius* ないし *magnus orator*, ポーランド語 *poseł wielki*, オスマン語 *büyük elçi*)は、盟約書発布の際帝都に赴き、オスマン側から盟約書を受け取り、オスマン側の伝令(*çavuş*)に伴われてポーランドに帰国し、伝令は王の受諾書を受け取りオスマン朝に帰国した。オスマン側は、ポーランドの大使以外の使節には公使(小使 *küçük elçi*)の呼称を用い、後に公使(中使 *orta elçi*)という分類も導入した。こうした使節や通訳にはポーランド籍のアルメニア人が登用されることもしばしばあった。なお、西欧諸国には、帝都への大使以外に主要商業都市への領事 *konsolos* 設置も認められていたが、ポーランドの場合大使館も領事館も設置されなかったため、領事裁判規定はない。しかし1607年盟約書では、ポーランド人同士の係争にはポーランド人隊商の長 *kervân başlar* があたることが認められた。なお明記されていないがポーランド人とオスマン臣民間の係争は慣例上イスラム法廷の管轄であったと推定される。商取引においてはイスラム法廷の発布する文書の重要性が特記され、また偽の証言は固く戒められている。

西欧に与えられたカピチュレーション型盟約書との大きな違いは、オスマン臣民のポーランド＝リトアニア領における保障と交易の自由も相互的規定として明文化されていたことである。これはオスマン臣民がポーランドないしポーランドを通過してさらにその先への交易活動に従事しており、それが西欧諸国との往来よりも可視化されていたということであろう。オスマン側からポーランドに輸出された商品としては絹、絨毯、織物、モヘア、レーズン、石鹼や馬が挙げられ、一方ポーランドからないしポーランド経由でオスマン側にもたらされた商品はイングランドの織物、シュレジエン地方のナイフ、ロシアの毛皮、そしてア

メロカ大陸からもたらされる銀貨があった²³⁾。銀貨は特に重要であったが、毛皮も重要であった。毛皮は高級品でありオスマン高官への下賜品の代表でもあったため、オスマン側が重視していたものである。

広く被安全保障者たる外国商人に認められていた特権として、オスマン臣民の非ムスリムに課されていた人頭税の免除がある。また財産保護の延長としてオスマン領で死亡したポーランド臣民の財産はオスマン官憲による没収が禁じられた。

ヴェネツィアや仏英蘭へのカピチュレーションでは海上の安全、特に海賊からの保護が大きな関心事項となっていたが、ポーランドとの関係では、コサックやタタールからの陸上路での保護が取り上げられている。また保護のためにはルートが定められ、それ以外のルートの安全は保障されないと言われた。

交易路としてはドニエストル川流域などが明記され、また通過したり交易をおこなう主要都市として帝都イスタンブルのほかに、黒海沿岸のアクケルマン、アナトリアのブルサ、バルカンのエディルネが挙げられている。関税に関してはポーランドに対して特定の関税率が定められたことはなかった。これはイングランドが1601年に従来5%から3%への減税を認められ、以後それがオランダやフランスにも明記されて適用された例とは異なっている。ポーランド臣民への関税は「慣習にならって」徴収されるとのみ規定された。またこれは他国へのアフドナーメにもみられるが、関税の重複徴収は禁じられ、また盟約書に書かれている以外の税、出市税や屠殺税の徴収も禁じられた。こうした規定はポーランド臣民に当てられる形式ではなく、地方のポーランド臣民と直接接するオスマン官憲に対して、過重税徴収によってポーランド臣民を妨害しないようにと禁止する形式で規定されていた。すなわちオスマン君主の名において、ポーランド臣民に対するオスマン領における官憲の盟約書違反を禁じており、もし違反があった場合は、大使などを通じて嘆願書が出され、それに対してオスマン君主がオスマン官憲に対して勅令を発布し違反行為をやめるよう命じた。よ

ってオスマン帝国との通商を希望する諸国にとって、盟約書の獲得は必須条件であった。勅許をえない国の商人は、勅許をえた国家に領事館料を支払い、その保護下に入らなければ原則通商活動はできなかった。

ポーランドは、カトリック教国として、イエルサレムの聖墳墓教会の管理権をオスマン側に請願したこともあったが、これはオスマン臣民の最大非ムスリム共同体、ギリシア正教会（東方正教会）から譲られることはなかったため盟約書には規定されなかった。

おわりに

以上オスマン帝国とポーランド＝リトアニア王国／共和国の関係を、盟約書（アフドナーメ）と特にその通商規定に着目して検討した。今後は、これまで検討してきた西欧諸国へのカピチュレーション、講和型盟約書にみられる通商規定に加え、18世紀に新たに通商居留勅許を恵与されたデンマークやプロイセンなどへの盟約書の検討を行い、盟約書が次第に近代的な通商条約化していく過程の総合的な把握をめざしたい。

注

- 1) Kütükoğlu (1994), pp. 163–172. また数は少ないものの、盟約書は君主のみならず、皇太子が研鑽のため派遣され地方の知事職にあったときに発布したものも含まれる。オスマン文書については本書の書評、高松 (1997) も参照。
- 2) Kołodziejczyk (2000), chapter 1.
- 3) 松井 (2004); Matsui (2012). ただシタリア諸都市、特にヴェネツィアは黎明期のオスマン帝国との間で敵対と友好を繰り返したため両タイプの盟約書がみられる。Theunissen (1998).
- 4) 鈴木 (2007); (2023). 堀井 (2022).
- 5) ポーランドの使節は、盟約書を見ることもできず、オスマン帝国の伝令がポーランド君主にこれを渡し開示されようやく内容を確認できた場合もあったという。Kołodziejczyk (2000), pp. 180f.
- 6) ヴェネツィアに対するアフドナーメについては Theunissen (1998) 参照。
- 7) Kołodziejczyk (2000), part II.
- 8) Kołodziejczyk (2000), p. 113.
- 9) Kołodziejczyk (2000), pp. 81–84; Matsui (2012),

- p. 69. 16世紀から17世紀にかけてのオスマン＝ロシア関係は、領土問題やタタル、コサックをめぐる係争もあったがむしろ良好で、相互的通商関係があった。Kolodziejczyk (2000), pp. 83–84. 18世紀にロシアが神聖同盟に参加すると状況は一変。以後ハプスブルクと並ぶオスマンの対抗勢力となり、ロシアとの戦争はオスマン解体の主因となった。
- 10) Theunissen (1998).
- 11) イスラム圏「イスラムの家」に一時滞在を認められた「戦争の家」に属する非ムスリム。彼らの安全保障（アマン *amān*）はムスリム君主に課せられていた。
- 12) 近現代の最恵国条項は、既存の諸条件のみでなく、第三国が将来にわたって許容される条項についても均霑するという空間的・時間的制約のないものであるが、この雛形となった初期においてはまだ制約があった。村瀬 (1973a, b); Hornbeck (1910); 松井 (2012).
- 13) Skilitter (1977).
- 14) Panaite (1994).
- 15) Kolodziejczyk (2000), p. 127.
- 16) Kolodziejczyk (2000), pp. 127f.
- 17) ジトヴァトロク条約は、オスマン側のヨーロッパに対する姿勢が、オスマン優位から対等な関係に変化していった起点と考えられていたが、これは前線で結ばれた草案を、近代条約的に解釈したものであり、その後イスタンブルで発布された最終の盟約書はなおオスマン優位をくずしていないことをコヴォジェイジクが指摘している。同様の「誤解」はカルロヴィッツ条約にもみられるとする。Kolodziejczyk (2000), pp. 49–56.
- 18) Theunissen (1998), pp. 315–326. なおオスマン史研究者の清水和尚氏によれば、他の台帳群でもこの時期に刷新がなされたことがうかがえるという。
- 19) BOA, A [DVNSDVE d. d. 55/1.
- 20) 台帳では最後の日付がかすれて判読が困難であるが、他の資料からこの日付と同定される。
- 21) Kolodziejczyk (2000); Panaite (1994); (1998).
- 22) Panaite (1994).
- 23) Kolodziejczyk (2000), p. 188.

参考文献

〈未刊行史料〉

- ・トルコ：オスマン文書館，イスタンブル (Devlet Arşivleri Başkanlığı, BOA: Başkanlık Osmanlı Arşivi)
- Düvel-i Ecnebi Defterleri, A [DVNSDVE d. d. 55/1: Lehistan Ahidnamesi Defteri

〈条約集および刊行資料〉

条約集

- Feridun Bey, (1859 (h. 1275)), *Mecmū'a-i Münşe'âtü's-selâtin*, İstanbul, vol. 2.
- Kurdakul, Necdet (1981), *Osmanlı Devleti'nde Ticaret Antlaşmalar ve Kapitülasyonlar*, İstanbul.
- Mu'âhedât Mecmū'ası, (1877–1881 (Hijri 1294–1298)), 5 vols., İstanbul. (Reprinted in 2008, *Muâhedât Mecmūası*. 5 vols. Ankara: TTK.)
- Noradounghian, G. ed. (1897–1903), *Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman*, 4 vols., Paris, (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein).

研究書

- De Groot, Alexander H. (2003), “The Historical Development of the Capitulatory Regime in the Ottoman Middle East from the Fifteenth to the Nineteenth Centuries,” *Oriente Moderno*, vol. 22 n.s. (83), pp. 575–604.
- İnalçık, Halil (1971), “İmtiyâzât, ii. The Ottoman Empire,” *The Encyclopedia of Islam*, 2nd Edition, vol. III, pp. 1179–1180.
- Hornbeck, Stanley K. (1910), *The Most-Favored-Nation Clause in Commercial Treaties: Its Functions in Theory and in Practice and Its Relations to Tariff Policies*, Madison: Wisconsin.
- Kolodziejczyk, Dariuz (2000), *Ottoman-Polish Diplomatic Relations (15th–18th Century): An Annotated Edition of 'Ahdnames and Other Documents*, Leiden: Brill.
- Kütükoğlu, Mübahat (1994), *Osmanlı Belgelerinin Dili (Diplomatik) [Language of Ottoman Documents (Diplomatics)]*, İstanbul.
- Maurits H. van den, and Kate Fleet eds. (2003), *The Ottoman Capitulations: Text and Context*, special issue of *Oriente Moderno*, new series vol. 22 (vol. 83), no. 3.
- Matsui, Masako (2012), *From Sultan's Favor to Instruments of European Expansion*, (unpublished Ph.D Dissertation, Tokyo University).
- Panaite, Viorel (1994), “Trade and Merchants in the 16th Century. Ottoman-Polish Treaties,” *Revue des études sud-est européennes*, vol. 32, pp. 259–276.
- Panaite, Viorel (1998), “The Status of Trade and Merchants in the Ottoman-Polish 'Ahdnâmes (1607–1699),” *Archiv Orientalno Supplementa*, vol. 8, pp. 275–298.
- Panaite, Viorel (2000), *The Ottoman Law of War and Peace: The Ottoman Empire and Tribute Payers*, New York.
- Skilliter, S. (1977). *William Harborne and the Trade with Turkey*, London.

- Theunissen, Hans (1998). *Ottoman-Venetian Diplomats: The Ahd-names—The Historical Background and the Development of a Category of Political-Commercial Instruments together with an Annotated Edition of a Corpus of Relevant Documents*, Based on his unpublished dissertation of 1991 with minor change published on Internet Base. *Economic Journal of Oriental Studies*. [Http://www2.let.uu.nl/Solis/anpt/ejos/EJOS-12.html](http://www2.let.uu.nl/Solis/anpt/ejos/EJOS-12.html). Currently unavailable.
- 伊東孝之・井内敏夫・中井和夫編（1998）『世界各国史20 ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社。
- 尾高晋己（2010）『オスマン外交のヨーロッパ化——片務主義から双務主義へ』溪水社。
- 鈴木董（2007）『ナショナリズムとイスラムの共存』千倉書房（『イスラムの家からバベルの塔へ オスマン帝国における諸民族の統合と共存』リプロポート，2003年の改題再版）。
- 鈴木董（2023）『オスマン帝国の世界秩序と外交』名古屋大学出版会。
- 高松洋一（1997）「ミュバーハト・S・キュテュクオール著『オスマン朝文書の言語（古文書学）』『東洋学報』79巻1号，10-17頁。
- 堀井優（2022）『近世東地中海の形成 マムルーク朝・オスマン帝国とヴェネツィア』名古屋大学出版会。
- 松井真子（2004）「オスマン帝国外交史研究の動向：「条約」文書の変容を手がかりに」『イスラーム世界』63，54-64頁。
- 松井真子（2012）「オスマン帝国の『条約の書』にみる最恵国条項 18世紀後半におけるロシアとの条約を事例として」鈴木董編著『オスマン帝国史の諸相（東京大学東洋文化研究所研究報告）』東洋文化研究所／山川出版社，128-149頁。
- 黛秋津（2013）『三つの世界の狭間で 西欧・ロシア・オスマンとワラキア・モルドヴァ問題』名古屋大学出版会。
- 村瀬信也（1973a, b）「最恵国条項論（一）」『国際法外交雑誌』第72巻第4号，39-86（429-476）頁；「最恵国条項論（二・完）」『国際法外交雑誌』第72巻第5号，37-83（535-585）頁。
- [付記] 本稿は令和5年度日本学術振興会研究費基盤研究(C)（課題番号19K01535）による研究成果の一部である。



地図1 ヤギェウオ王朝下のポーランド

出典：伊東孝之・井内敏夫・中井和夫編『世界各国史20ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社，1998年，pp. 58-59.



地図2 16世紀後期と17世紀のポーランド＝リトアニア共和国

出典：伊東孝之・井内敏夫・中井和夫編『世界各国史20ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社，1998年，pp. 120-121.